

予備自衛官（技能）等制度のご紹介

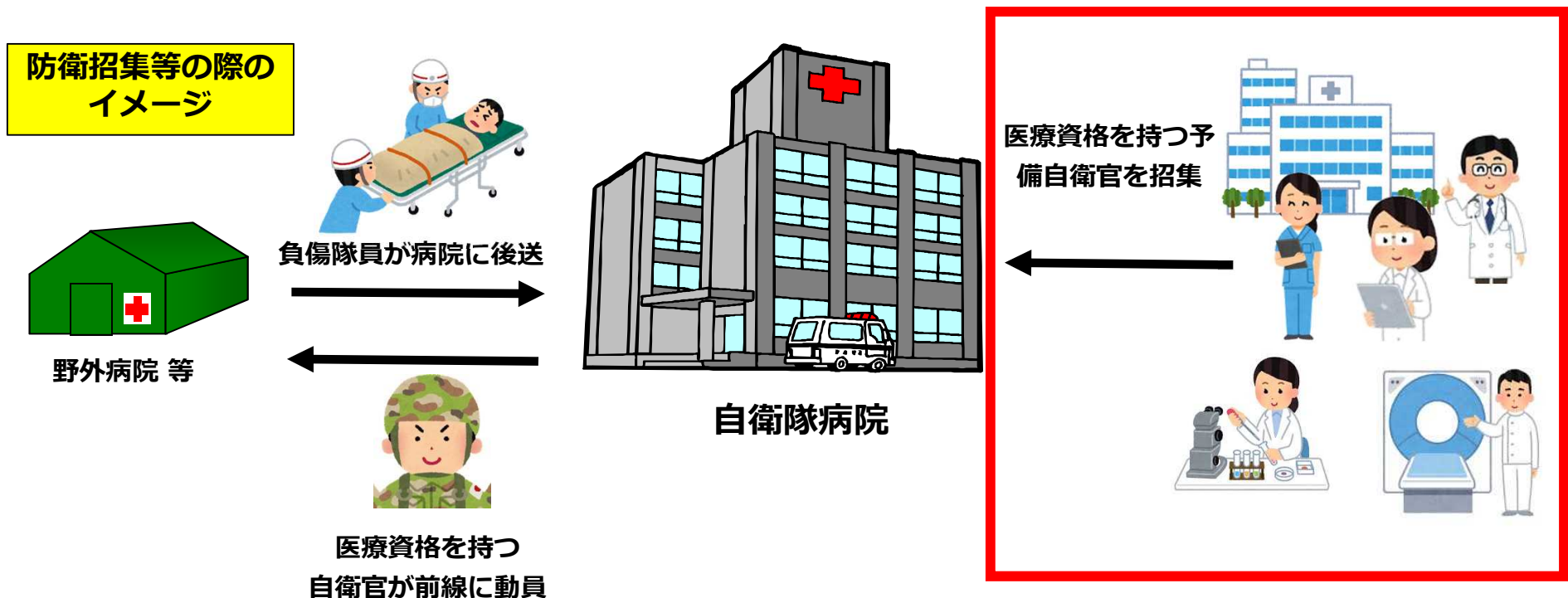
防 衛 省
令 和 7 年 1 2 月



医療資格を持つ予備自衛官に期待される役割

医療資格を持つ予備自衛官には、防衛招集等において、自衛隊病院に勤務する医療資格を持つ自衛官が前線の野外病院等に出動した後、自衛隊病院に入院している患者の治療や前線から搬送される負傷隊員の治療などに従事いただくことを想定しています。

また、災害招集時には、巡回診療等を行っていただくことも想定しています。

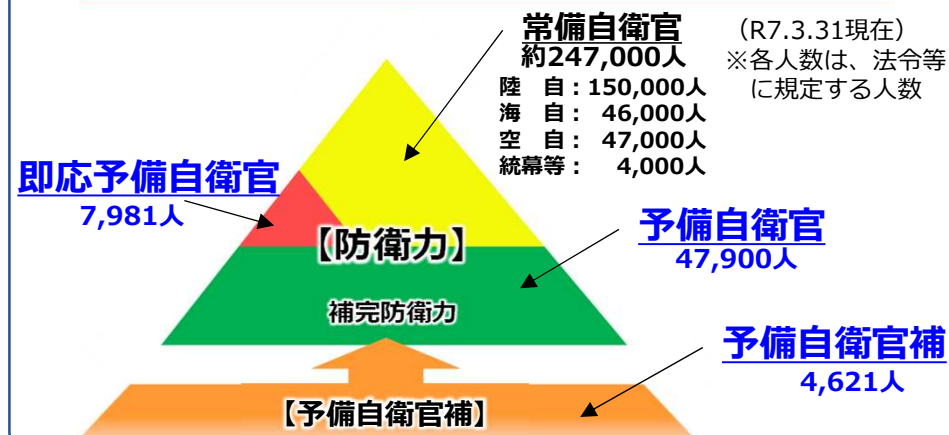




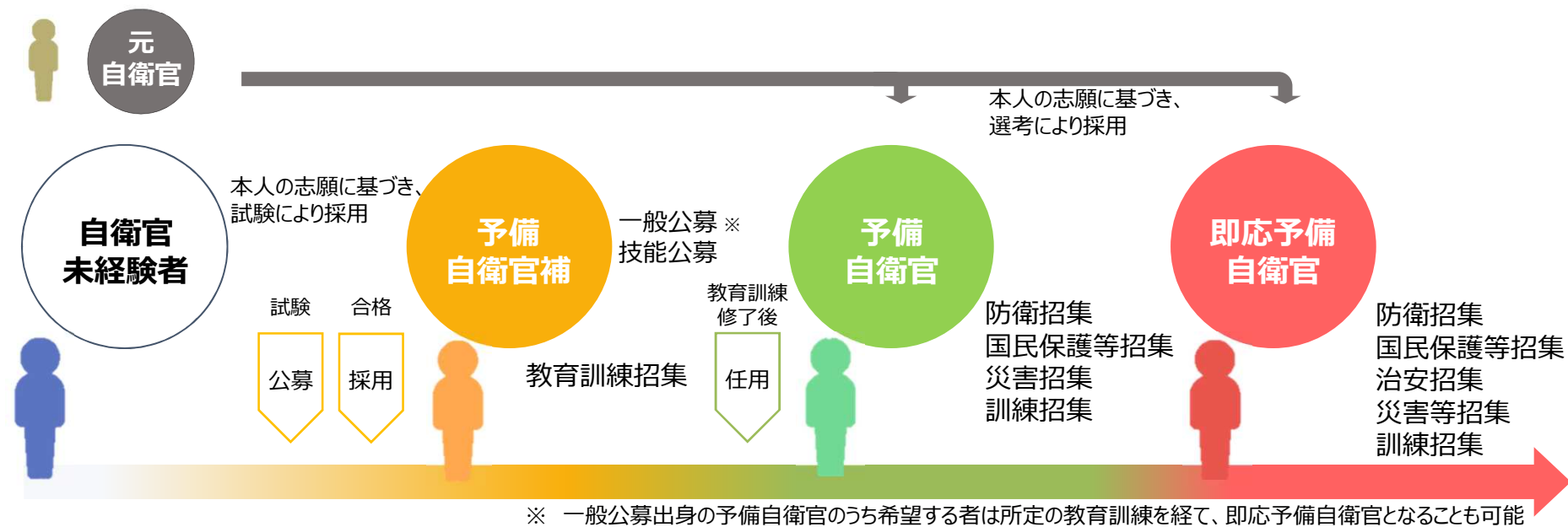
予備自衛官等制度の概要

- 防衛省・自衛隊においては、**各種事態の際に、必要な数の自衛官を迅速かつ計画的に確保**することを目的として、**予備自衛官、即応予備自衛官及び予備自衛官補の3つの制度を設け、常備自衛官を補完**することとしている。
- **予備自衛官、即応予備自衛官は、各種事態において招集された場合、自衛官となって活動**する。
- 自衛官未経験者であっても、**予備自衛官補として、所定の教育訓練を修了することで、予備自衛官に任用**される。

予備自衛官等制度（防衛力上の位置付け）



予備自衛官等の任用までの流れ





予備自衛官補制度の概要

予備自衛官補のコース

一般（駐屯地の警備や後方支援等の任務を実施する予備自衛官になるコース）

技能（医療従事者、語学要員等が予備自衛官になるコース）

の2つのコースがあります。

予備自衛官補（技能）の採用等に関する情報は下記のとおりです。

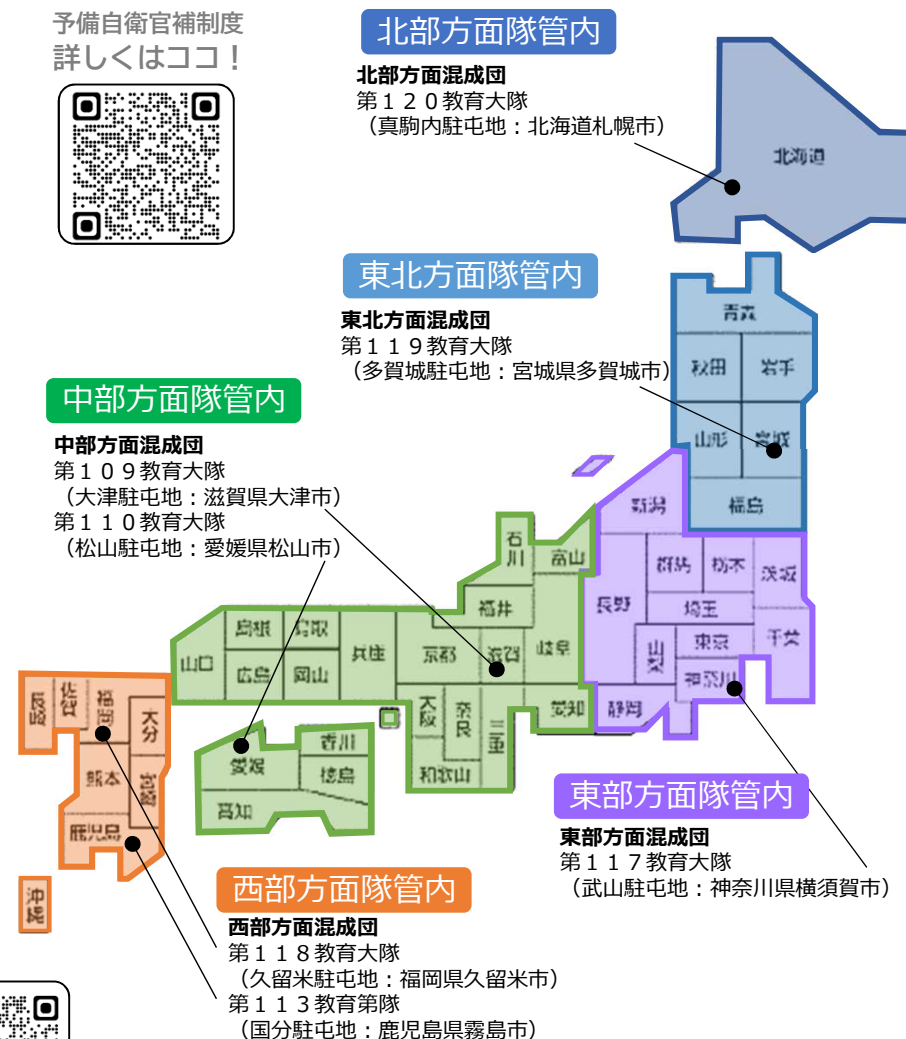
- 採用資格
18歳以上で、保有する技能に応じ53～55歳未満（保有する技能によって異なる）
- 採用試験
・試験科目
筆記試験（小論文）、口述試験、適性検査及び身体検査
- 予備自衛官補は、教育訓練招集に応じる義務を有します。防衛招集や災害招集に応じる義務はありません。
- **10日間（5日間を2回。）の教育訓練全てを修了すると予備自衛官に任用され、階級（2等陸佐～3等陸曹）が指定されます。**
- 教育訓練を受けると、1日8,800円の教育訓練招集手当が支給されます。
（10日間の教育訓練で総額8万8,000円）
- 詳細は、全国各地に設置された自衛隊地方協力本部へお気軽にお問い合わせください。

連絡先はこちら➡



教育訓練は、陸上自衛隊の各方面管内の教育部隊（全国7カ所）で実施します。 ※ 旅費を支給します

予備自衛官補制度
詳しくはココ！





予備自衛官制度の概要

予備自衛官とは、防衛招集命令、国民保護等招集命令及び災害招集命令を受けて自衛官となり、第一線の部隊が出動した後の駐屯地の警備、後方支援、第一線部隊の補充等、避難住民の救護・誘導等、災害救助活動の任務にあたります。

詳しくはココ！



- 5日間訓練により、自衛官として活動するために必要な練度を維持します。
- 年間複数回設定された訓練は、主として土、日曜日を含む日程で設定されます。御都合の良い時期を選んで出頭することや5日間の訓練を2回に分割することが可能です。
- 5日間訓練の一例

1日目	2日目	3日目	4日目	5日目
出頭 被服等交付 着隊式 健康診断 等	野外衛生 体育訓練 基本教練 等	武器訓練 ・射撃予習 ・射撃検定	特技に応じた 職務訓練	精神教育 ・防衛講話 ・制度教育 表彰、離隊式
 ● 出頭	 ● 野外衛生	 ● 射撃予習	 ● 警備訓練	 ● 永年勤続者表彰
 ● 着隊式	 ● 体育訓練	 ● 射撃検定	 ● 救急法	 ● 離隊式

- 5日間訓練のほか、特別な招集訓練として、常備部隊が実施する方面隊実動演習等に参加する機会があります。



招集訓練における技能予備自衛官（衛生）による野外衛生の様子



令和6年能登半島地震での予備自衛官の活動

- 平成23年東日本大震災で初めて予備自衛官が招集された以降、これまで5回の災害などにおいて、常備自衛官とともに活動しています。
直近では、令和6年能登半島地震の対応において、医師や看護師の予備自衛官が被災地域での巡回診療などにあたりました。



令和6年能登半島地震における予備自衛官の活動状況

【活動の概要】

所属部隊：中部方面衛生隊

人員態勢：約10名態勢（医師・看護師の資格を有する者）

※交代要員を含めると約20名が活動に従事

活動内容：珠洲市及び輪島市における衛生支援活動（巡回診療）



巡回診療①



巡回診療②



巡回診療③



調整中の陸海医療チーム（輸送艦「おおすみ」艦内）



DMA Tとの連携



予備自衛官の処遇向上

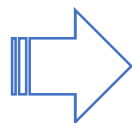
応募者への
インセンティブ

- 昨年12月の関係閣僚会議において示された「自衛官の処遇・勤務環境の改善及び新たな生涯設計の確立に関する基本方針」に基づき、令和7年9月1日から予備自衛官の処遇を改善いたしました。
 - ✓ 月額4,000円の「予備自衛官手当」を、改定前の約3倍**12,300円**に引上げ
 - ✓ 日額8,100円の「訓練招集手当」を、改定前の約1.4倍**11,000円**に引上げ
 - ✓ 新たに、1任期（3年）を良好な成績で勤務した場合に、「勤続報奨金」として**70,000円**を支給
 - ✓ 個人事業主など事業を営む予備自衛官が災害等で招集された場合などに**日額34,000円**の「予備自衛官事業継続給付金」を支給

■ 処遇改善の概要

区分		改定前	現行 (令和7年9月1日改定)	支給額の比較 (改定前→現行)
予備自衛官	予備自衛官手当	4,000円/月 48,000円/年	12,300円/月 147,600円/年	1任期あたり 約27万円 → 約 68万円
	訓練招集手当	8,100円/日 40,500円/5日	11,000円/日 55,000円/5日	
	勤続報奨金	—	70,000円/3年	1年あたり 約9万円 → 約 23万円

- 防衛省・自衛隊は、自衛官の処遇改善に向けた取組を進めています。
こちらをご覧ください。



自衛官の働く
環境・生活する
環境について



自衛官の処遇、
生活・勤務環境の
改善について



予備自衛官等協力事業所表示制度

雇用主への
インセンティブ

概要

事業所が予備自衛官等の雇用を通じ、社会貢献を果たしていることを防衛省として認定・称揚することで予備自衛官等制度に対する社会的な関心・理解を深め、制度の円滑な運営に資することを目的とした制度

予備自衛官等協力事業所表示制度

事業所が予備自衛官等の雇用を通じ、社会貢献を果たしていることを防衛省として認定・称揚することで制度に対する社会的な関心・理解を深め、同制度の円滑な運営に資することを目的とした制度です。



協力事業所の認定を受けるには

予備自衛官等協力事業所には、地本長認定協力事業所と大臣認定協力事業所の2種類があります。

●地本長認定協力事業所

予備自衛官等が常時勤務する事業所の中から、即応予備自衛官、予備自衛官及び予備自衛官補の人数や継続的な任用、訓練参加への配慮を考慮し、地方協力本部長が認定します。なお、災害招集への協力実績がある場合等、特に認定する理由がある場合はこの限りでない。

●大臣認定協力事業所

地方長認定協力事業所の中から、定められた基準に基づき選考したうえ、地方協力本部長の推薦により、防衛大臣が認定します。なお、選考にあたり、災害招集への協力実績がある場合等、特に認定する理由がある場合はこの限りでない。

雇用主に対する情報提供制度

雇用主への
インセンティブ

概要

予備自衛官または即応予備自衛官である者の雇用主の理解と協力を得ることを目的とし、防衛省・自衛隊から雇用主に対し、その被用者である予備自衛官等に係る訓練招集の予定期間その他の情報を提供する制度

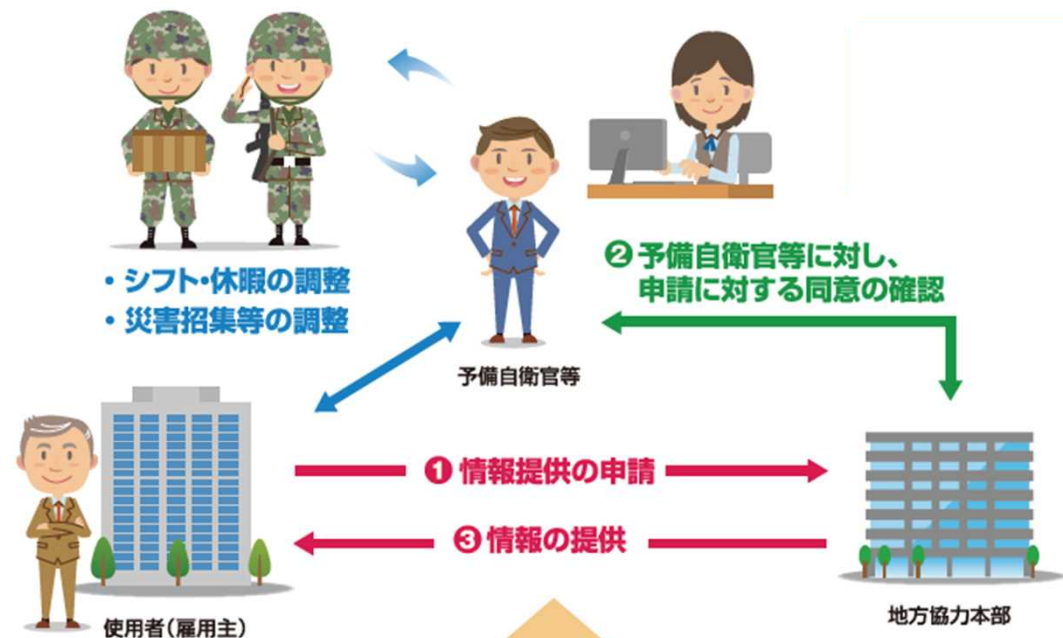
新たな情報提供制度の活用

訓練招集時

従業員である複数の予備自衛官等が同時に訓練で抜けないよう調整

実運用での招集時

- 予備自衛官等を複数雇用している雇用主とのローテーションの調整
- 招集予定期間等を事前にお知らせすることで、招集に対する理解を雇用主から得られる
- 被災した地元と遠方に振り分けての招集



提供する主な情報 (自衛隊法施行規則第86条の4)

訓練招集に関して

参加可能な招集訓練の日程、
訓練内容、実施場所 等

実運用での 招集に関して

招集され自衛官となる期間の
見通し 等

実運用及び 訓練招集に関して

招集中に負傷した場合には、
負傷の程度や処置状況 等

雇用企業協力確保給付金の概要

雇用主への
インセンティブ

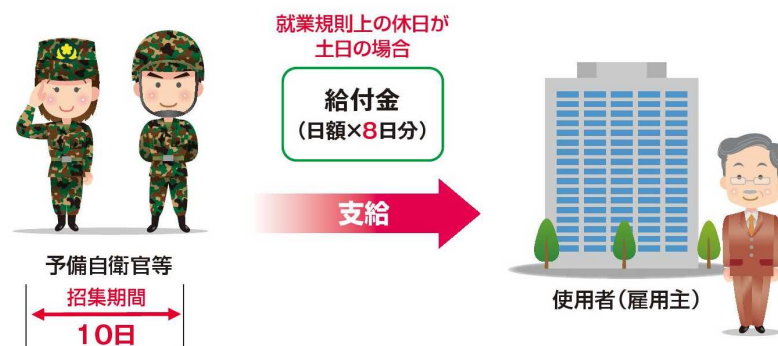
概 要

予備自衛官または即応予備自衛官が、防衛出動、国民保護等派遣、災害派遣等に招集されたことで、平素の勤務先を離れざるを得なくなった場合、その職務に対する理解と協力の確保に資するための給付金を支給します。

給付対象となるケース

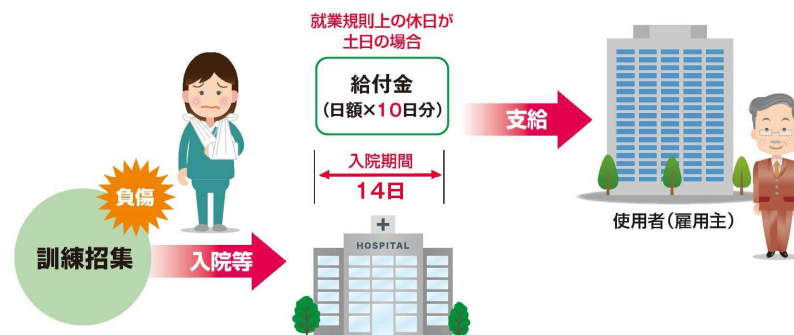
ケース①防衛出動、国民保護等派遣、災害派遣等のため招集に応じ平素の勤務先を離れた場合

予備自衛官又は即応予備自衛官である従業員が10日間招集された場合（就業規則における休日は除く）



ケース②招集中における公務上の負傷又は疾病により平素の勤務先を離れた場合

ケース①のための招集中又は訓練招集中の負傷又は疾病により14日間（※）の入院等による治療を要するため、平素の勤務先を離れた場合（※）上限を90日とする。



給付額

予備自衛官等である従業員が、平素の勤務先における事業に従事することができなかった日数

×

日額 34,000円

※就業規則における休日は除く。※通院等による時間単位の休業補償は支給対象外。

支給対象者について

予備自衛官又は即応予備自衛官を雇用する法人その他団体及び個人事業主（国、地方公共団体及び公共団体は除く）

※予備自衛官又は即応予備自衛官が個人事業主の場合は、支給対象とはなりません。

予備自衛官事業継続給付金の概要

雇用主・応募者へのインセンティブ

概要

事業を営む予備自衛官又は即応予備自衛官が、防衛出動、国民保護等派遣、災害派遣等に招集されたことで、平素の勤務先を離れざるを得なくなった場合等に、当該予備自衛官等に対して、自ら行う事業の継続に資するための給付金を支給します。

給付対象となるケース

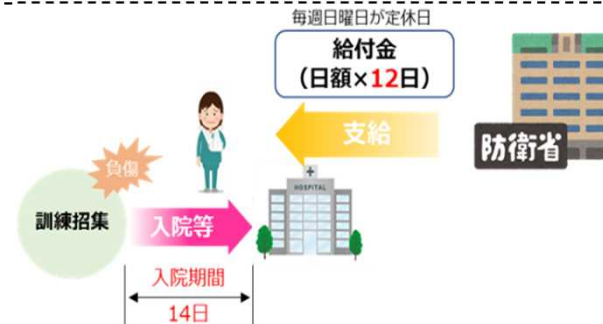
ケース①防衛出動、国民保護等派遣、災害派遣等のため招集に応じ平素の勤務先を離れた場合

事業を営む予備自衛官又は即応予備自衛官が10日間招集された場合



ケース②招集中における公務上の負傷又は疾病により平素の勤務先を離れた場合

招集中の負傷又は疾病により14日間(※)の入院等による治療を要するため、自らの事業を営むことができなかった場合(※)上限を90日とする。



給付額

事業を営む予備自衛官等が、事業を行うことが、できなかった日数

×

日額 34,000円

支給対象者について

予備自衛官又は即応予備自衛官が事業を営む者（事業者）である場合